

知的財産推進計画の検討体制とスケジュール

令和7年11月
知的財産戦略推進事務局

「知的財産推進計画」について

- 「知的財産推進計画」とは、知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が、知的財産の創造、保護及び活用のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等を定めるものである。
- 「知的財産推進計画」は、2003年以降、毎年決定されており、2025年6月に「知的財産推進計画2025」が決定された。

【知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（抜粋）】

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

（以下略）

知的財産戦略の推進に関する体制

知的財産戦略本部(知的財産基本法第24条に基づき2003年に設置)

(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官、知的財産戦略担当大臣(※1)、文部科学大臣、経済産業大臣
その他の全閣僚及び民間有識者(10名)で構成)

知的財産推進計画を毎年度策定(知的財産基本法第23条)

策定

知的財産推進計画
知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が決定する政府全体の推進計画。2003年から毎年策定している。「知的財産推進計画2025」は本年6月3日に策定。

総合調整・実行

事務局



知的財産戦略推進事務局

Cabinet Office, Government of Japan

知的財産(※2)の創造、保護及び活用の推進を図るために基本的な政策に関する企画・立案及び総合調整。(内閣府設置法第4条第1項第6号)

推進計画素案等のとりまとめ

構想委員会(民間有識者で構成)

- ①「知的財産戦略ビジョン」に掲げた「価値デザイン社会」実現のための中長期の方向性及び具体的な施策の構想
- ②各種施策の実施状況の検証・評価
- ③毎年度の知的財産推進計画の素案とりまとめ

実行



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



文部科学省
(文化庁)

著作権
文化芸術振興
産学連携



農林水産省

育成者権
地理的表示



財務省

水際措置



法務省

訴訟制度



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

放送・通信



警察庁

取締



外務省

国際連携

...

(※1)知的財産戦略担当大臣

<内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣>

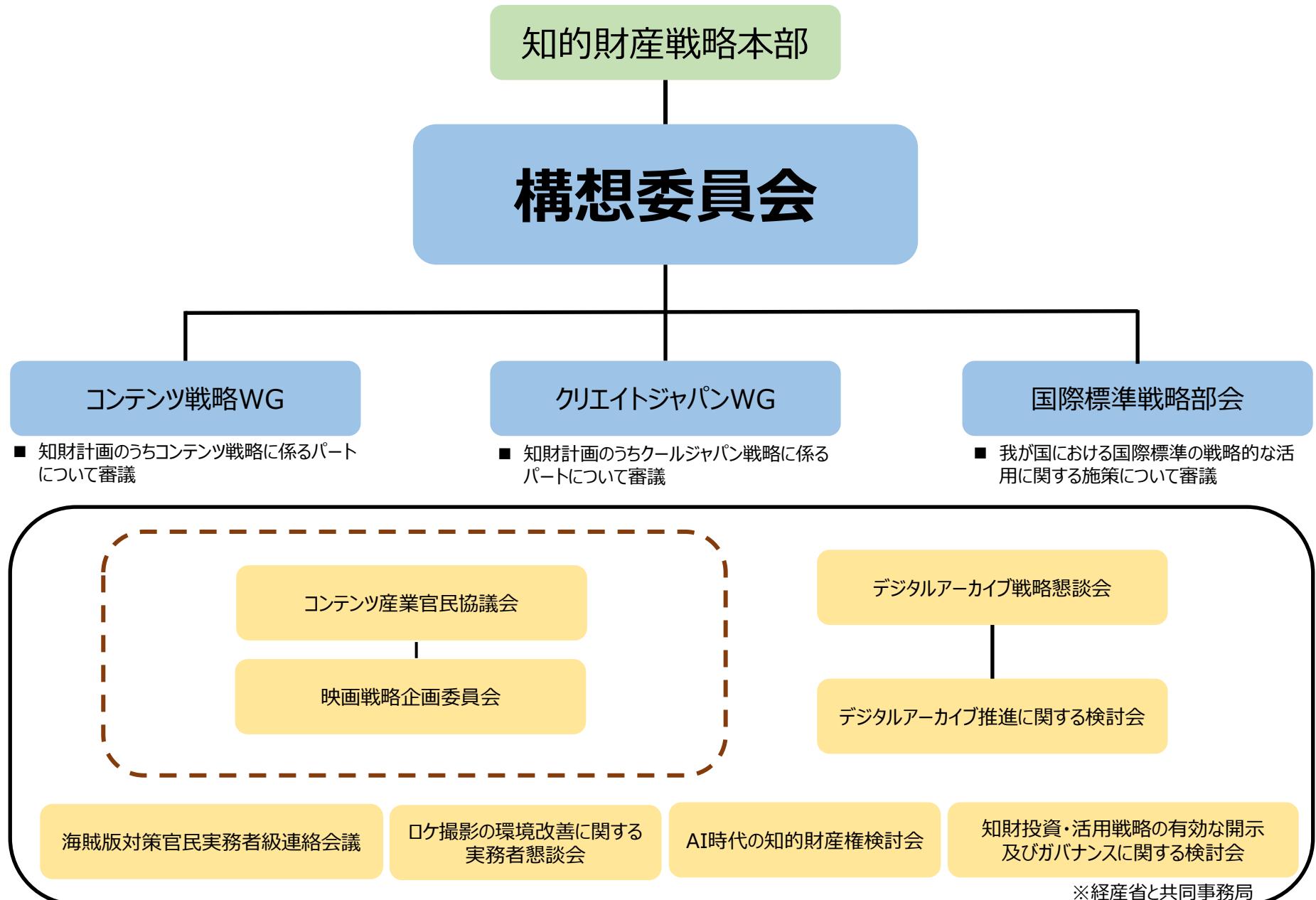
・知的財産の創造、保護及び活用の推進を図るために基本的な政策に関する事項

(※2)「知的財産」:①人間の創造的活動により生み出されるもの(発明、意匠、著作物、植物の新品種等)、

②事業活動に用いられる表示(商標等)、③事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(営業秘密等)。

(知的財産基本法第2条第1項)

「知的財産推進計画2026」の検討体制（2025年11月～2026年6月）



検討スケジュール

○第1回構想委員会（11月21日）

- ・「知的財産推進計画2026」に向けた検討

○第2回構想委員会（2月頃）

- ・各部会等の検討状況
- ・「知的財産推進計画2026」に向けた検討

○第3回構想委員会（4月中旬）

- ・各部会等の検討状況
- ・「知的財産推進計画2026」ドラフトの検討

○第4回構想委員会（5月中旬）

- ・「知的財産推進計画2026」（案）の取りまとめ

○知的財産戦略本部（6月頃）

- ・「知的財産推進計画2026」の決定